



マイシティライフ 212号

平成24年11月15日発行
(年2回発行)『食の安全安心フェスタ in KYOTO』
～食の安全安心をみんなで考えよう!～
を盛大に開催!

去る10月14日に、京都市梅小路公園を会場に『食の安全安心フェスタ in KYOTO』を開催しました。このイベントは、市民の皆様の食の安全安心に対する意識の向上を図るため、京都市の消費生活基本計画と食の安全安心推進計画に基づいて、本市文化市民局と保健福祉局が共同で取り組んだものです。



当日は、多くの市民の方にお集まりいただき、KBS京都ラジオによる公開生放送やお笑い芸人、音楽アーティストによるライブのほか、食の安全安心に関する体験ブースの設置や京都市の行政施策のVTR上映など、楽しみながら学習できるイベントとなりました。

今号の
消費
者
川
柳

注意して 無料、今だけ あなただけ (左京区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

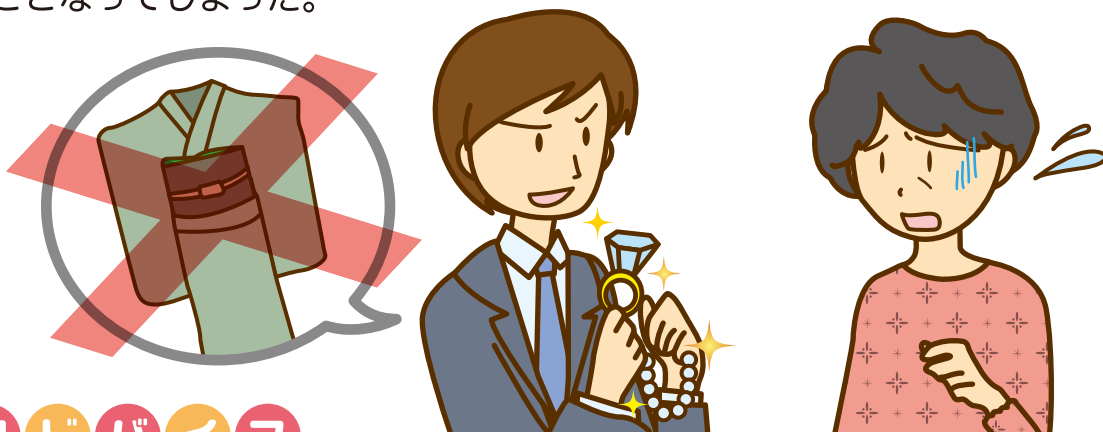
- 応募資格 京都市内在住または通勤・通学の方(中学生以下を除く)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキまたはA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送またはFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

訪問買取りにまつわるトラブル

相談事例

「府の公安委員会から古物商許可を得ている業者です。着物など不要なものがあれば買い取りに行きます。」と電話がかかってきた。訪れた業者に着物を見せると、「これではお金にならないので買い取れない。無料で査定をするのでアクセサリーを出すように。」と言われ、結果、売る気のなかった指輪とネックレスを売ることとなってしまった。



アドバイス

訪問買取業者に貴金属などを売る場合、

- ・相場よりかなり安く買い取られることがあります。
- ・売ってしまった品は、買い戻せないことがほとんどです。
- ・売り主側の本人確認のため、免許証や健康保険証の提示を求められます。
- ・古物商許可は営業の信用性まで保証するものではありません。

★売る気がないときは、はっきり断り、自宅に訪問を受けても玄関を開けないようにしましょう。

ポイント

- ぎょうしゅうじゅうぎょうしゃしょう
1 行商従業者証などの携帯を確認しましょう。

不用品や貴金属などの古物の買取には都道府県公安委員会の古物商許可が必要で、訪問の際は、「許可証」または「行商従業者証」を携帯する義務があります。

- 2** 買取内容や査定額の控えを受け取りましょう。

何をいくらで買い取ってもらったのか、はっきりと記載のある書面の交付を求めましょう。また、訪問買取業者や担当者の連絡先などを確認しておきましょう。

困ったときは消費生活総合センターにご相談ください

暮らしの
ちえぶくろ

いわゆる「訪問買取り」が 法律の規制対象となりました

～特定商取引に関する法律の改正について～

市民の皆様のご自宅などへ、「アクセサリーや貴金属を買い取る。」と言って業者が訪問し、強引な買取りを行うことが最近増えています。

そこで、特定商取引に関する法律(特定商取引法)の一部が改正され、物品の訪問購入を行う事業者について、不当な勧誘行為の禁止などの規制が設けられるとともに、取引の相手方となった市民がクーリング・オフを求めることができることなどが定められました。



訪問買取り規制のポイント

- ①訪問購入(訪問買取り)も特定商取引法の対象となり、8日間のクーリング・オフ期間※が定められました。
- ②事業者は、訪問購入時には事業者名を名乗るとともに、勧誘目的での訪問であることなどを告げなければいけません。
- ③事業者は、訪問を依頼されたときでなければ、訪問購入の勧誘を行ってははいけません。
事業者は、訪問購入ができる場合でも、勧誘の前には勧誘を受ける意思の確認を行うことが必要となり、また、契約を断った人には契約の締結の勧誘ができなくなりました。
- ④事業者は、契約の締結時などには、法律で定められた書面の交付が必要になりました。
- ⑤売り主側は、契約が成立していても、8日間のクーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができるようになりました。

法規制の開始時期

改正された法律は、8月に公布された後、6箇月以内に施行されることになっていますが、施行前であっても、強引な訪問買取りに遭ったときなどは、あきらめずに、できるだけ早く、消費生活総合センターにご相談ください。

また、悪質な訪問販売や訪問買取りの被害に遭わないように、7月に市民しんぶん区版と同時に配布しました「迷惑な 訪問販売・訪問買取りお断り」シールをぜひご活用ください。

※クーリング・オフとは…

訪問販売で購入契約した場合など、「特定商取引法」で定められた契約については、8日間(マルチ商法などの場合は20日間)以内に書面で申込みの撤回又は契約の解除通知をすれば、無条件で売買を白紙に戻すことができます。これをクーリング・オフ(頭を冷やして考える期間を置く)制度といいます。

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

○センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています。(午前10時～午後4時、電話相談のみ)

○ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。
(年末年始(12月29日～1月3日)は休止します。)
<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000048125.html>

■多重債務相談

☎256-3160

さいおぜろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

■市政一般相談

☎256-2007

■法律相談(問合せ)

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域推進室法律相談担当にお問い合わせください。

あなたの地域へ伺います 出前講座をご利用ください!

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員を派遣し、悪質商法の手口やその対処方法について実際の相談事例を基に、市民の皆様に分かりやすく解説をする「出前講座」を実施しています。町内会などの地域の団体やPTAなどの学習の場として、ぜひご利用ください。

誰でも申し込めるの?

市内に在住または通勤通学の方で、参加者10人以上の集まりであれば申し込んでいただけます。費用は無料です。

所要時間は?

おおむね60分が目安です。なお、時間や実施日、講座内容などについてはご相談に応じますが、他の用務の都合によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

会場は?

お手数ですが、申込者側で京都市内において会場をご用意ください。

申込み・問合せ TEL 256-1110

京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL.256-1110 FAX.256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成24年11月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第245002号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています

